

粉じんに係る特定施設(栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則第4条別表第1(2))

条例施行規則別表第1(2)の施設番号	施設の名称(規模)	適用除外施設
1	飼料又は有機質肥料の用に供する粉碎施設及びふるい(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。)	ア 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第6項に規定する一般粉じん発生施設
2	<p>窯業土石又は鉱物(コークスを含む。)の用に供する施設であって次に掲げるもの(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)</p> <p>ア 破碎機及び摩砕機(原動機の定格出力が37.5キロワット以上であること。)</p> <p>イ ふるい(原動機の定格出力が7.5キロワット以上であること。)</p> <p>ウ 消化施設</p> <p>エ 包装施設</p> <p>オ たい積場(面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満であること。)</p>	<p>イ 鉱山保安法第8条第1項に規定する建設物、工作物その他の施設</p> <p>ウ 電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物</p> <p>エ ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物</p>
3	<p>活性炭又は炭素製品の用に供する施設であって次に掲げるもの(湿式のもの及び密閉式のものを除く。)</p> <p>ア 活性炭製造施設(塩化亜鉛を使用する反応炉を除く。)</p> <p>イ 練炭又は豆炭製造施設</p> <p>ウ 素灰製造施設</p>	